別添四十三別紙８の３・４・３・中「$m_{ed}=1.293\cdot q_{vssv}\cdot\frac{\Delta t}{60}$」を「$m_{ed}=1.293\cdot q_{vssv}\cdot\Delta t$」に、「$\Delta t$　：サイクル時間［ｓ］」を「Δt　：サイクル時間［ｓ］
q_{vssv}：標準条件における空気流量(101.325kPa, 273.15Ｋ)［㎥／ｓ］」に、「$q_{vssv}=A_0 d_v^{\,2} C_d p_p\sqrt{\left[\frac{1}{T_{in}}\left(r_p^{1.4286}-r_p^{1.7143}\right)\cdot\left(\frac{1}{1-r_D^{\,4} r_p^{1.4286}}\right)\right]}$」を「$q_{vssv}=\frac{A_0}{60} d_v^{\,2} C_d p_p\sqrt{\left[\frac{1}{T_{in}}\left(r_p^{1.4286}-r_p^{1.7143}\right)\cdot\left(\frac{1}{1-r_D^{\,4} r_p^{1.4286}}\right)\right]}$」に、「$m_{ed,i}=1.293\cdot q_{vssv}\cdot\frac{\Delta t_i}{60}$」を「$m_{ed,i}=1.293\cdot q_{vssv}\cdot\Delta t_i$」に、「空気密度［kg／$m^3$］」を「空気密度［kg／㎥］」に、「体積流量［㎥／min］」を「体積流量［㎥／ｓ］」に改める。

別添四十三別紙８の３・５・１・中「ＮＲＴＣモード試験」を「ディーゼル特殊自動車８モード法（RMC試験サイクルにより実施するものに限る。）及びＮＲＴＣモード法」に改める。

別添四十三別紙８の３・５・２・中「ディーゼル特殊自動車８モード試験」を「ディーゼル特殊自動車８モード法（ディスクリート試験サイクルにより実施するものに限る。）」に改める。

別添四十三別紙８の３・５・２・２・㋒中「$q_{mPM}=\left\{\frac{m_f}{m_{sep}}-\left[\frac{m_{f,d}}{m_d}\cdot\sum_{i=1}^{N}\left(1-\frac{1}{D_i}\right)\cdot WF_i\right]\right\}\cdot\overline{q_{medf}}\cdot\frac{3600}{1000}$」を

「$q_{mPM}=\left\{\frac{m_f}{m_{sep}}-\left[\frac{m_{f,d}}{m_d}\cdot\sum_{i=1}^{N}\left(1-\frac{1}{D_i}\right)\cdot WF_i\right]\right\}\cdot\overline{q_{medf}}\cdot\frac{3600}{1000}$

q_{mPM}：ＰＭ質量流量［ｇ／ｈ］
m_f　：捕集した粒子状物質サンプル質量［㎎］
m_{sep}：ＰＭ捕集フィルタを通過する希釈排出ガスサンプルの質量［kg］
$m_{f,d}$：捕集した希釈空気の粒子状物質サンプルの質量［㎎］
m_d　：ＰＭ捕集フィルタを通過する希釈空気サンプルの質量［kg］
D_i　：モードｉにおける希釈係数（別紙８の3.2.2.を参照）［―］
WF_i：モードｉにおける重み係数［―］
$\overline{q_{medf}}$：湿り状態での平均等価希釈排出ガス質量流量［kg／ｓ］」

２・２㋑中「$q_{mPM}=\left\{\frac{m_{fi}}{m_{sepi}}-\left[\frac{m_{f,d}}{m_d}\cdot\left(1-\frac{1}{D}\right)\right]\right\}\cdot q_{medfi}\cdot\frac{3600}{1000}$」を「$q_{mPMi}=\left\{\frac{m_{fi}}{m_{sepi}}-\left[\frac{m_{f,d}}{m_d}\cdot\left(1-\frac{1}{D}\right)\right]\right\}\cdot q_{medfi}\cdot\frac{3600}{1000}$」に改め、「$q_{mPM}$：ＰＭ質量流量［ｇ／ｈ］」、「$WF_i$：モードｉにおける重み係数［―］」、「$m_f$　：捕集した粒子状物質サンプル質量［㎎］」、「$\overline{q_{medf}}$：湿り状態での平均等価希釈排出ガス質量流量［kg／ｓ］」、「m_{sep}：ＰＭ捕集フィルタを通過する希釈排出ガスサンプルの質量［kg］」及び「D_i　：モードｉにおける希釈係数（別紙８の3.2.2.を参照）［―］」を削る。

別添四十三別紙８の４・１・１・中「ＮＲＴＣモード試験」を「ディーゼル特殊自動車８モード法（RMC試験サイクルにより実施するものに限る。）及びＮＲＴＣモード法」に、「$W_{act}=\sum_{i=1}^{N}Pi\cdot\Delta ti=\frac{1}{f}\cdot\frac{1}{3600}\cdot\frac{1}{10^3}\frac{2\cdot\pi}{60}\sum_{i=1}^{N}(n_i\cdot T_i)$」を「$W_{act}=\sum_{i=1}^{N}Pi\cdot\Delta ti=\frac{1}{f}\cdot\frac{1}{3600}\cdot\frac{1}{10^3}\frac{2\cdot\pi}{60}\sum_{i=1}^{N}(n_i\cdot T_i)$」に、「ＮＲＴＣモード試験サイクル」を「ＮＲＴＣモード法の試験サイクル」に、「krで補正する」を「(k_{MUr}（上方調整係数）とk_{MDr}（下方調整係数））」に改める。

別添四十三別紙８の４・１・２・中「ディーゼル特殊自動車８モード試験」を「ディーゼル特殊自動車８モード法（ディスクリート試験サイクルにより実施するものに限る。）」に、「$e_{gas}=\frac{\sum_{i=1}^{N_{mode}}(q_{mgasi}\cdot WF_i)}{\sum_{i=1}^{N_{mode}}(P_i\cdot WF_i)}$」を「$e_{gas}=\frac{\sum_{i=1}^{N_{mode}}(q_{mgasi}\cdot WF_i)}{\sum_{i=1}^{N_{mode}}(P_i\cdot WF_i)}$」に改める。

別添四十三別紙８の４・２・１・の見出し中「ＮＲＴＣモード試験」を「ディーゼル特殊自動車８モード法（RMC試験サイクルにより実施するものに限る。）及びＮＲＴＣモード法」に改め、同別紙８の４・２・１・中「ＮＲＴＣモード試験（」を「ＮＲＴＣモード法（」に改める。

別添四十三別紙８の４・２・２・中「ディーゼル特殊自動車８モード試験」を「ディーゼル特殊自動車８モード法（ディスクリート試験サイクルにより実施するものに限る。）」に、「W_e」を「WF_{ei}」に改める。

別添四十三別紙８の付録１・１・中「$V_0=\frac{q_{vcvs}}{n}\cdot\frac{T}{273}\cdot\frac{101.3}{p_p}$」を「$V_0=\frac{q_{vcvs}}{n}\cdot\frac{T}{273.15}\cdot\frac{101.325}{p_p}$」に、「101.3kPa、273Ｋ」を「101.325kPa、273.15Ｋ」に改める。

別添四十三別紙８の付録１・２・中「101.3kPa、273Ｋ」を「101.325kPa、273.15Ｋ」に改める。

別添四十三別紙８の付録１・３・中「$C_d=\frac{q_{vssv}}{A_0 d_v^{\,2} p_p\sqrt{\left[\frac{1}{T_{in,\ V}}\left(r_p^{1.4286}-r_p^{1.7143}\right)\cdot\left(\frac{1}{1-r_D^{\,4} r_p^{1.4286}}\right)\right]}}$」を「$C_d=\frac{q_{vssv}}{\frac{A_0}{60} d_v^{\,2} p_p\sqrt{\left[\frac{1}{T_{in,\ V}}\left(r_p^{1.4286}-r_p^{1.7143}\right)\cdot\left(\frac{1}{1-r_D^{\,4} r_p^{1.4286}}\right)\right]}}$」に、「101.3kPa、273Ｋ」を「101.325kPa、273.15Ｋ」に、「㎥／mim」を「㎥／ｓ」に、「$Re=A_1\cdot\frac{q_{vssv}}{d_v\cdot\mu}$」を「$Re=A_1\cdot 60\cdot\frac{q_{vssv}}{d_v\cdot\mu}$」に、「$\mu$」を「$\mu$」に改める。

別添四十六を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第四十四号

道路運送車両法の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年一月二十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項の表の第八号中「、第二十号及び第二十一号」を「及び第二十号」に、「、第十一号及び第十二号」を「及び第十一号」に改め、同表の第九号中「第四十一条第一項第二十一号」を「第四十一条第一項第二十一号及び第四十一条第一項第二十号」に、「第百十九条第一項第十二号」を「第百十九条第一項第十一号」に改め、同表中

十二　細目告示第二十四号第十一条第一項に掲げる普通自動二輪車及び小型特殊自動車（専ら自動車の運転の練習の用に供するものを除く。）並びに定員十一人以上の乗車定員を有する自動車（専ら道路以外の場所において運転の練習の用に供するものを除く。）であつて、平成二十八年一月一日以後に製作されるもの（平成二十五年国土交通大臣が九月二十日に指定するものを除く。）の燃料の蒸発ガスの量の試験方法	

を